時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢〇一箇月金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓
一箇年前金六圓
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送致スルモノニ限リ本文定價ノ外一箇月二十六錢ノ送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金一行ニ付

	一行 廿四字詰	一行ニ付二日以上	七日以上	十六日以上
	一月限	六日迄	十五日迄	
自一行至十行	十錢	七錢	二圓	六錢 八圓
自十一行至卅行	九錢	七錢	三圓五錢	九圓五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘	五錢 五圓

時事新報

米國の政治社會

政治家ハ傳ズル所ハ其言ニ非ずして其行ニ在る者あり如何ニ主義綱領を明ニして斯く〳〵の美辭を行はんと約束するも事の實際に少しも功の驗がるなくんバ何人も其政ハ服する者なる可らず若しも之ハ相反して能く其約に違ふとなく一向專念己れの主義を持するに於ては反對黨派の人と雖も其施政に關然する能はざるは無論にて即ち之を政治家の美德と云ふなり立憲の國にありては總理大臣、共和の國ハ伯りて大統領若くハ統領の下に立つ所の責任宰相執れも右の德義の責に任ずるの政治家あれば斯る要衝に居るの人ハ其任れ極光て重き亦より論を俟たざるなり

時事新報の讀者諸君は定めて知る可し米國現任大統領グローヴァ クレヴランド氏が昨年十二月國會の開場に際し上下兩院の前ハ朗讀したる敎書の大意如何なりしやと、敎書の旨趣は本月十一日より引續き十六日の紙上にまで譯載したる如くにして主義の判然明確なる我黨に於て一點批難の廉を看出し得ざるのみならず所說甚だ高尙にして國家百年の長計を養ふの一段は博識の學士と雖も殆んど及ぶ可らざるの趣なきに非ず譯み來り讀み去て只管感に堪へざれども情翻て惟みるに沼々たる長篇雄作徒らに紙上の上に學者の空像を揮くのみにて實行の之に伴はざる次第もあらば我黨ハクレヴランド氏れ敎書と評して空々たる死灰の文字と爲る者あれども既往數年間の治績に就て徐ろに氏の施政の方向を推測したるに飽くまでも己れの主義を失はず以て大に政權と貫かんとするの勇氣決心沛然敢ふ可ふざるの事實と發見したり是より先ひ米國に於ては二十年來合衆黨の執權にて數代の大統領亦皆其派に出でたるとしに千八百八十四年の撰擧に會し氏は共和黨より出でゝ一票多數と制し翌八十五年三月始て大統領の職に即く時氏は左の數條の政略を公布し以て輿論の向背を民衆に問ひたり

一　諸官省れ行政事務は多年積弊の後と承け空氣の腐敗少からず早速するに諸省管理の法其宜きを得ざるに因る者なれば速に之を改正するにい故の最も効力ある民間會社管理の主義を政府部内に適用すると第一とす可し蓋し今日に於て官省事務れ腐敗を一洗するの擧い公衆全體の希望にして差當り其望を遂せんにい誠心正意以て官吏任免の法を改正せざる可らず今日迄の任免法は殆んど黨派の私心に出でたる者にて大は一局部の長官より小い刀筆の吏に至るまでも已れと主義を同うするか或い又已れの黨派に加盟するりと云ふを以て取りに投てこれに官職を與へ或い事の如何を問はず私心を以て公衆の權利を侵す者あり官吏と雖ども之れを糾するには無限の輿論を興ふ可らず又一身私事の臭味を帶ぶるあれを要するい勿論にして歸する所い唯其人の能不能如何んに在るのみ予は公衆の權利を重んずる者あるが故に今後大に官吏任用の法を改正して積年の弊を矯めんと欲そなり

一　財政の事は最も我黨の注意を要する所にして今後政策を如何にせば財務の紊頓を圖るを得ざるや聊か其邊の考案あるに非されども爰に大体の主義と明さんあらば主として政府實際の費用を算り大に冗費を節減するは施政者の責任なり且つ政府に於て費素節儉と旨とするも行政の機關に緩漫なるを得ば合衆國人民の希望亦これに過ぐる者なる可し共和政治の運行にして圓滿欲くる所なしとすれば政府の費素節儉を旨とするは獨と其地に非ざるのみならず更に營業と為て國民に誇る可きの次第なるん且つ公衆の利益を保護し國民ハ富實繁榮を得せしめんとならば堅忍不拔の主義に則り一方に農商事業の安寧を謀り又深く勞力資本の利害を慮るとと共に他の一方にい稅法を改正して國民に苛酷の負擔を免れしむるを第一なりとせざる可らず抑も政府の歲入其支出に超過するの場合には人民負擔の稅額を減ず可きと理の當然にして既に此一點に於ても稅法の改正は已むと得ざる次第なれども更に一歩を進めて論ずれバ我政府は自由人民共同の利益の爲め又保護の爲めに成立するの機關なれば政府維持の目的と以て人民より徴收す可き其金額も實際の費用に充つるに止まて他は輕減と行ひ同時に政府自身の質素節儉を旨とす可い我政策の本領なり然るハ今日の勢ひたるや年々の歲入其支出に超過するハ無用の財貨積んで國庫に充滿するは獨ア管理保存の法に於て苦む所あるのみならず一方には民間融通の金と國庫に既收して之に不便を與ふるの恐れあると同時に他の一方には政府自身も國庫金の多きと恃み知らず驕らず奢侈浪費に陷るの弊あるとを云ふ可らず國庫金處分の法に就ても我黨は目下考慮を凝らす者あり

右の外中央政府地方政府權力の區別或は法律行政の權限範圍若くは外交政略に飽くまで平和着實を旨とする等の諸條ありたれども此等は旨は唯前二箇條れ孫言に對して爾來クレヴランド氏が如何なる方向を執りたるやと窺に其趣と推察するに引續き敎書を出すと今回にて都合三度即ち氏ゞ政府れ權を握りてより星霜既に滿三年を經過したる其間に氏の治績は最初の約に背かざりしか我黨次ハ知る所の事實を記して聊か所論ならんと欲す

（未完）

官報

〇内務省令第一號

出版條例版權條例廢本業請條例並寫眞版權條例ニ關スル願屆手續等左ノ通之ヲ定ム

明治廿一年一月廿四日　内務大臣伯爵山縣有朋

第一條　凡願屆書ニ署名スル者ハ各住所ヲ詳記シ實印捺シ内務大臣宛ニテ差出ス可シ〇第二條　凡文書圖書ヲ印刷スル者ハ出版條例第七條ニ從ヒ其印刷竣功ノ年月日並住所氏名ヲ記載シ其之ヲ發行スル者ハ同條例第三條ニ從ヒ開出ノ年月日並其住所氏名ヲ記載ス可シ〇第三條　出版屆ハ第一書式再(三)版屆ハ第二書式版權登錄願ハ第三書式寫眞版權登錄願ハ第四書式版權登錄願再願ハ第五書式ニ依ル可シ〇第四條　專ラ教科書ニ關スル願ハ第五書式ニ依ル可シ〇第五條　但書ニ依リ開出ノ手續ハ第六書式ニ依ル可シ〇第六條　版權條例第十一條第二項ニ依リ版權登錄願ノ手續ヲ省略セント欲スル者ハ第七書式ニ依リ豫メ二回以上出版ノ分隨意取束ヲ版權登錄ヲ願出ルコトヲ得〇第六條　外國ノ圖書ヲ翻譯シテ出版スル者ハ原書ノ題名著者ノ氏名出版ノ地名及年號ヲ原字ヲ以テ認メ屆書ニ添付ス可シ〇第七條　版權登錄料並登錄證再度下付手數料東京ニ在テハ大藏省金庫局其他ノ地方ニ在テハ國庫金出納本支所ヘ預ケ入レ其預證書ヲ願書ニ添ヘ納付ス可シ〇第八條　版權登錄願ヲ許可スルトキハ第八書式寫眞版權登錄願ヲ許可スルトキハ第九書式ノ證書ヲ下付ス可シ但毀損紛失等ニ依リ再度下付スルモノハ本證書ノ謄本ニ其事由並下付ノ年月日ヲ裏書シ内務省ノ印ヲ捺ス

第一書式　用紙美濃

出版御屆

一書名　全何冊(枚)(又ハ何冊(枚))ノ内何冊(枚)自第何號至第何號)

右何離著述(編纂、演說、講義、翻譯)ノ書ニシテ何年何月何日出版セシ處改正(增減、注解附錄、繪圖等)相加ヘ今般再(三)版候條製本三部相添此段御屆申上候也

年　月　日　發行者　氏　名　印

同　上　著作者(相續者)氏　名　印

内務大臣(爵)何離殿

第二書式　用紙同上

再版御屆

一書名　全何冊(枚)(又ハ何冊(枚))ノ内何冊(枚)自第何號至第何號)

右何離著述(編纂、演說、講義、翻譯)ノ書ニシテ何年何月何日出版セシ處改正(增減、注解附錄、繪圖等)相加ヘ今般再(三)版候條製本三部相添此段御屆申上候也

年　月　日　發行者　氏　名　印

同　上　著作者(相續者)氏　名　印

内務大臣(爵)何離殿

第三書式　用紙同上

版權登錄願

一書名　全何冊(枚)(又ハ何冊(枚))ノ内何冊(枚)自第何號至第何號)

右今般出版致候條版權登錄被下度六部ノ定價金何圓錢大藏省金庫局(何々國庫金出納本(支)所)預證書相添此段相願候也

年　月　日　版權所有者ノ　氏　名　印

内務大臣(爵)何離殿

第四書式　用紙同上

寫眞版權登錄願

一物象ノ名　何　枚

右何々ノ眞形ヲ寫シタルモノニテ今般發行致度候條版權登錄被下度見本二葉並六葉ノ定價金何圓錢大藏省金庫局(何々國庫金出納本(支)所)預證書相添此段相願候也

年　月　日　版權所有者ノ　氏　名　印

内務大臣(爵)何離殿

第五書式　用紙同上

(寫眞)版權登錄願再度御下付願

(寫眞)版權登錄證第何號

一書名(物象ノ名)全何冊(枚)(又ハ何圖(枚))ノ内何冊(枚)自第何號至第何號)

右何年月日版權登錄御許可ヲ受タル處何々ニ依リ毀損(紛失)候條版權登錄證更ニ御下付被下度手數料金五十錢大藏省金庫局(何々國庫金出納本(支)所)預證書相添此段相願候也

年　月　日　版權所有者ノ　氏　名　印

内務大臣(爵)何離殿

第六書式　用紙同上

學術(技藝)雜誌出版條例ニ依リ出版(幷手續省略)願

第七書式

一書名

右出版條例第十一條第二項ニ依リ豫メ二回以上出版ノ分隨意取束ヲ版權登錄ヲ願出ル者ハ